

長期総合計画の概要



長期総合計画とは

市の最上位計画：市政の根幹をなす長期的、総合的行政計画

長期的な展望とまちづくりの将来像を示し、めざすまちの姿の実現に向け、社会の変化に対応しつつ、計画的に市民とともにまちづくりを進めていくための市政運営の指針

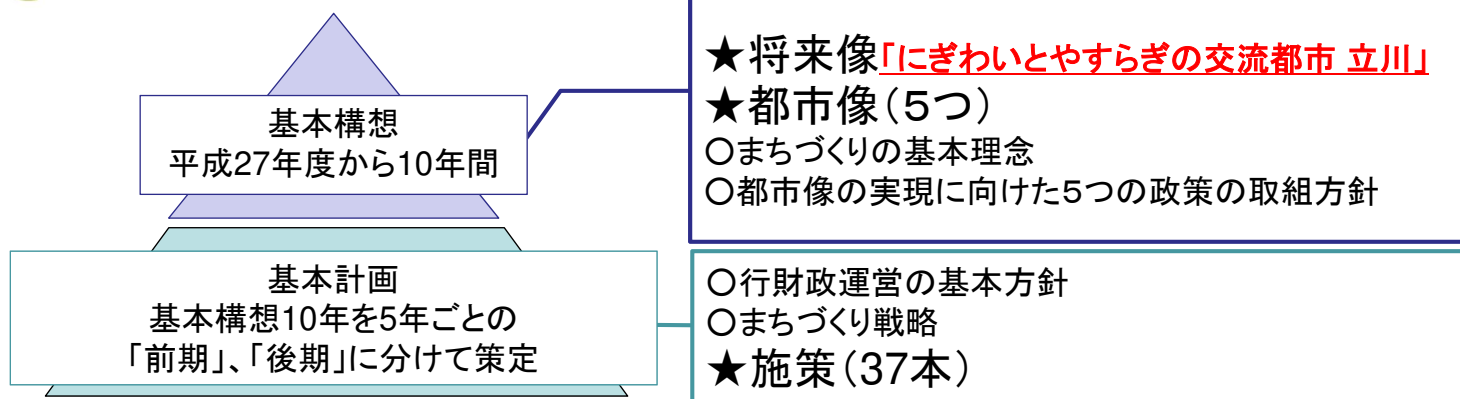
【長期総合計画の意義と役割】

- 市政の長期的、総合的な行政運営の指針
- 市民や地域団体などの地域社会における活動の指針
- 国・東京都などが地域計画を策定し、事業を行うにあたって尊重すべき指針



「長期総合計画」の構成と計画期間

■基本構想、基本計画の2層で構成

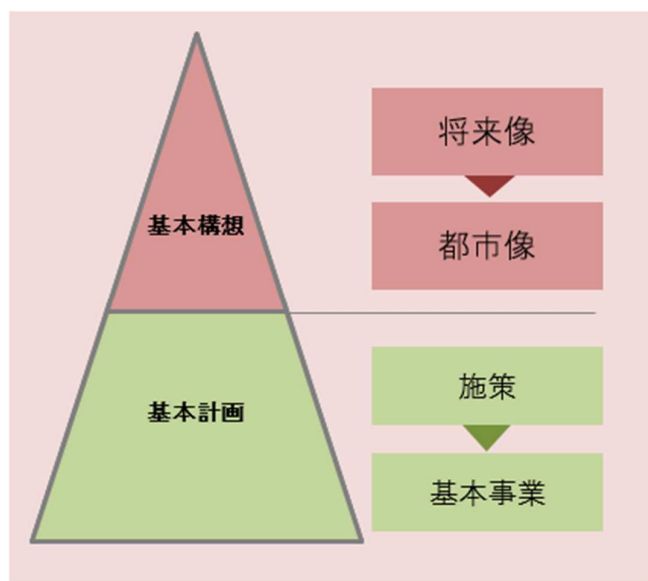


■基本構想は10年、基本計画は5年

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
第4次基本構想 【平成27(2015)～令和6(2024)年度】									
前期基本計画 【平成27(2015)～平成31(2019)年度】					後期基本計画 【令和2(2020)～令和6(2024)年度】				

2

「長期総合計画」の施策



将来像 にぎわいとやすらぎの交流都市 立川		
都市像	政策	施策
育ちあい、学びあう文化の香高いまち	子ども・学び・文化	1 子ども自らの育ちの推進
		2 家庭や地域の育てる力の促進
		3 子育てと仕事の両立支援
		4 配慮を必要とする子どもや子育て家庭への支援
		5 学校教育の充実
		6 教育支援と教育環境の充実
		7 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上
		8 生涯学習社会の実現
		9 スポーツの推進
		10 文化芸術の振興
		11 多文化共生の推進
安全で、環境にやさしい快適なまち	環境・安全	12 持続可能な環境の保全
		13 ごみ減量とリサイクルの推進
		14 下水道の管理
		15 豊かな水と緑の保全
		16 防災・災害対策の推進
		17 生活安全の推進
人々が交流し、さまざまな価値がうまれる活力あるまち	都市基盤・産業	18 良好な市街地環境の形成
		19 総合的な交通環境の構築
		20 道路環境の整備
		21 広域的な魅力の創出と発信
		22 多様な産業の活性化
		23 地域に根ざした働く場の創出
		24 都市と農業の共生
ともに見守り支えあう、安心して健やかに暮らせるまち	福祉・保健	25 地域福祉の推進
		26 健康づくりの推進
		27 豊かな長寿社会の実現
		28 障害福祉の推進
		29 生活保障の充実
		30 社会保険制度の安定運営
分権型社会に対応した持続可能なまち	行政経営・コミュニティ	31 市民活動と地域社会の活性化
		32 男女平等参画社会の推進
		33 積極的な情報の発信と共有
		34 計画的な自治体運営の推進
		35 公共施設マネジメントの推進
		36 持続可能な財政運営の推進
		37 職場力の強化と職員力の向上

3



第4次長期総合計画の「将来像」

【将来像】 「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」

多摩地域における交通の要衝である立川は、JR 立川駅を中心に産業や文化などの集積を図ることにより多様な交流を育み、さらなる発展を遂げ、にぎわいを見せています。一方、砂川地域を東西に広がる農地や玉川上水・多摩川・残堀川、日本を代表する国営昭和記念公園など、自然や緑といったうるおいに満ちた空間が身近にあり、また、人と人とのふれあいや絆を大切にした地域に根ざした活動が活発に行われ、日々の暮らしの中でやすらぎを感じることができます。

このように、にぎわいとやすらぎを兼ね備えた立川は、市民やまちを訪れる多くの方たちの交流による立川らしい新たな価値を創造しながら、多摩地域の中心のまちとしてさらに発展し続けています。



第4次長期総合計画の「都市像」

【都市像】

●育ちあい、学びあう文化の香り高いまち

未来を担う子どもたちを育てる場や市民の学びの機会が充実し、市民の多様な交流による創造性あふれる文化の香り高いまち

●安全で、環境にやさしい快適なまち

日々の生活を安心して送ることができる環境が整い、うるおいに満ちた緑あふれる自然に囲まれた快適なまち

●人々が交流し、さまざまな価値がうまれる活力あるまち

都市機能の充実とそれを効果的に活用した産業の振興により、人・モノ・情報が集まり、ビジネスをはじめとした新たな価値がうまれる活力あるまち

●ともに見守り支えあう、安心して健やかに暮らせるまち

互いに見守り支えあうしくみが構築され、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らし続けることができるまち

●分権型社会に対応した持続可能なまち

効率的・効果的な行財政運営・地域経営が行われるとともに、住みやすい地域づくりに向けて市民が力を合わせ、協働による取組を積極的に展開する持続可能なまち

第4次長期総合計画の計画期間

令和6年度末で
計画期間終了

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
第4次基本構想 【平成27(2015)～令和6(2024)年度】									
前期基本計画 【平成27(2015)～平成31(2019)年度】					後期基本計画 【令和2(2020)～令和6(2024)年度】				

6

第5次長期総合計画の策定について

平成23年の地方自治法の改正により、市町村に義務づけられていた基本構想の策定義務は廃止され、総合計画の策定は各市町村に委ねられた。

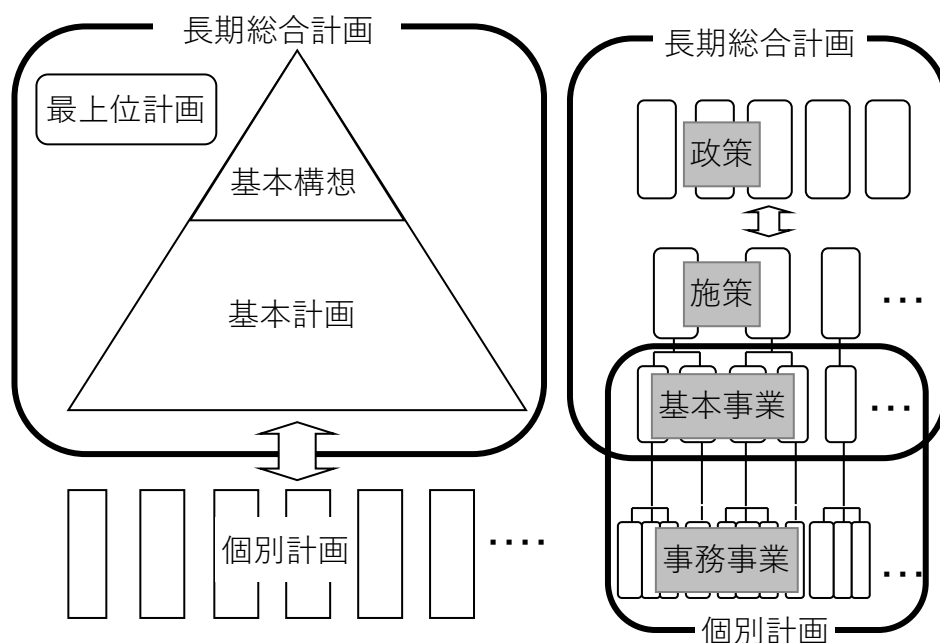


令和4年9月決定「立川市第5次長期総合計画策定方針」

「変動性や不確実性、複雑性が増している時代の難局を乗り越えるためには、市民、事業者等と一体となってまちづくりを進めることがますます重要となる。そのため、長期的な展望を見据えた市政運営の指針として、**長期総合計画を引き続き策定することとする。**」

7

第5次長期総合計画の構成



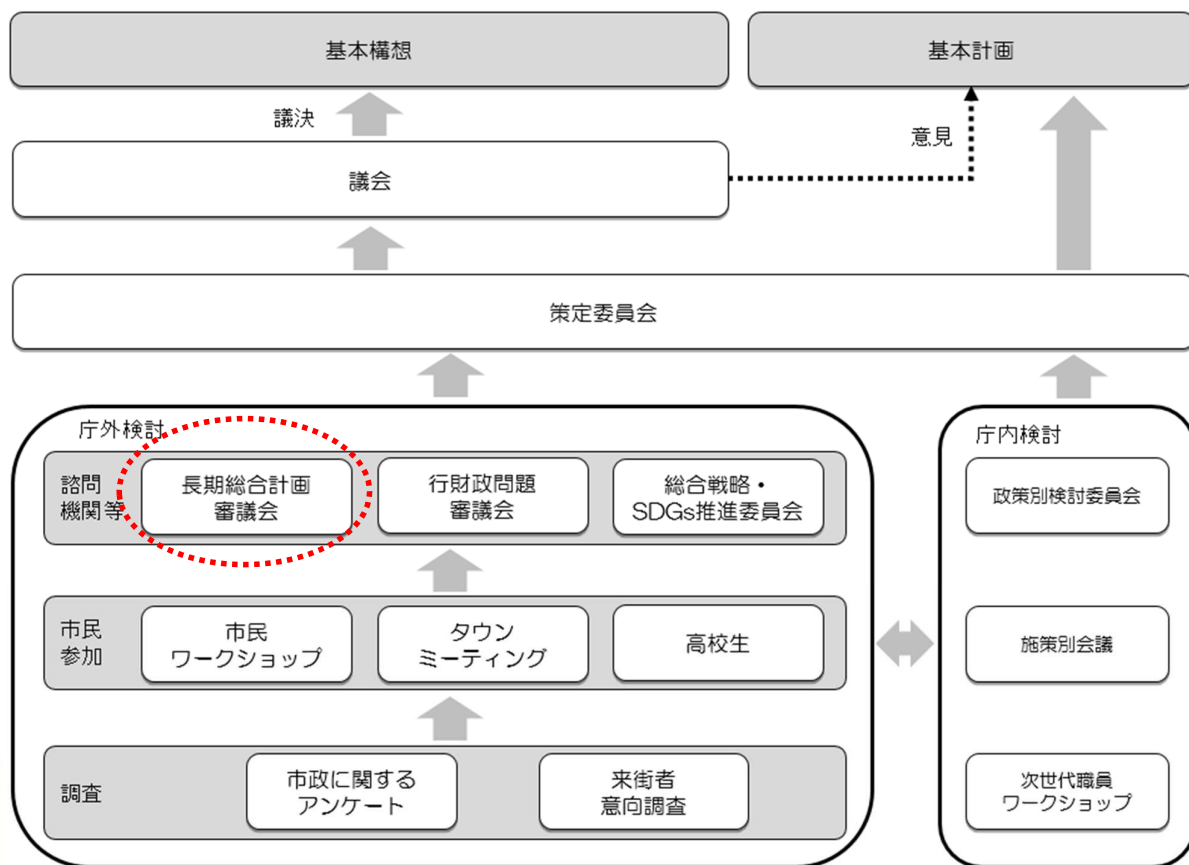
8

第5次長期総合計画の計画期間

R 7 (2025) 年度	R 8 (2026) 年度	R 9 (2027) 年度	R 10 (2028) 年度	R 11 (2029) 年度	R 12 (2030) 年度	R 13 (2031) 年度	R 14 (2032) 年度	R 15 (2033) 年度	R 16 (2034) 年度
基本構想 10 年間									
前期基本計画 5 年間					後期基本計画 5 年間				

9

第5次長期総合計画の策定体制



10

各諮問機関等の役割(「第5次長期総合計画策定方針」より抜粋)

①立川市長期総合計画審議会

立川市長期総合計画審議会条例に基づき審議会を設置する。市長の諮問に対し、市民ワークショップや市政に関するアンケート等を参考に「基本構想」について審議し、答申を行う。あわせて、施策の方向性に対して意見を述べる。

②立川市行財政問題審議会

市長の諮問に対し、行財政運営や行政評価を活用した進捗管理の検証を審議し、答申を行う。

③立川市総合戦略・SDGs推進委員会

既存の組織を活用し、「総合戦略」について検討、審議を行う。

11